平成２１年（フ）第１００号
京都府亀岡市曽我部町穴太車垣内53番地２
債務者　冨築こと　冨築　明子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３３３６号
大阪府枚方市東中振２丁目９番１―301号
債務者　武田　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７８８号
大阪市旭区生江３丁目16番５―303号
債務者　岡田　静美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１１号
大阪市城東区森之宮２丁目７番1013号
債務者　王　　信佑
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９４７号
大阪市港区三先１丁目17番３号205、住民票上の住所奈良県宇陀市室生区大野2024番地の25
債務者　藤井　　登
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２５号
大阪市平野区喜連西６―２―33　おとしよりすこやかセンター南館203号室、住民票上の住所大阪市平野区西脇２丁目８番34号　パークシャトー平野白鷺503　近藤方
債務者　水川　弘昭
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５４号
大阪市城東区中央２丁目10番18号　ダイワマンション302
債務者　樋口　幸雄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１０９号
大阪府茨木市安威３丁目13番５号
債務者　青木　裕一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２２０号
大阪府交野市東倉治３丁目20番10―216号
債務者　岩切　　啓
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２２８号
大阪府寝屋川市平池町28番２号
債務者　川崎　正和
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９８号
大阪府守口市八雲東町２丁目24番12号
債務者　吉坂久美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９５号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―716号
債務者　増田　茂藏
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０６号
大阪府東大阪市河内町５番９号　河内ハイツ101号
債務者　坪田　恭伸
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４８８号
大阪府交野市梅が枝22番205号
債務者　湯浅　淳秀
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９３号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―608号
債務者　堀内　永子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９４号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目10番21号　コーポアベノ204号
債務者　斉藤秀人こと　姜　　秀人
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９７号
大阪市平野区平野西１丁目２番13―805号
債務者　北田小夜子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部